

陳 情 文 書 表

| | |
|-----------------------|---|
| <p>受理番号・受理年月日及び件名</p> | <p>陳情第81号（3. 3. 4） 児童養護施設で行われた虐待事件の検証等を求める陳情</p> |
| <p>陳 情 の 要 旨</p> | <p>1. こども家庭局長の文書で、身内の職員が施設での虐待の事実はないと言っているが、これについての真偽の真相究明を行うこと。 そして、施設長、児童相談所長及び学校がPTSD等児童・親権者に採った全ての措置の真相究明と処置を行うこと。</p> <p>2. 本陳情に係る検討、検証及び処置については、第三者委員会（第三者には、当該委員会委員による選任を求める。）等による聴き取り、現場検証等の実施、真実の究明と処置を行うこと。</p> <p>3. 児童相談所等の改善のため、①「児童福祉法」及び「児童虐待の防止等に関する法律」に違反しないこと、②現状の一時保護の内容、在り方を全面的に修正すること、③児相が実施した法第11条の全判定を検証すること、④スクールカウンセラー、心理士等職員が現場に出向くこと、⑤不登校PTSD等児童に心理士、教員、医師、医療機関、弁護士、職員等が連携を図り、情報を共有し、連携して現場に出向き対応すること。①～⑤の検討・検証、処置を行うこと。</p> <p>4. 現状、法第8条の児童福祉審議会がないので、同第27条第6項の措置、同第33条の14等の措置等の行政執行上信頼性確保のため、児童福祉審議会設置の要請と、審議委員には議員選任の専門の議員、議員選任の専門の弁護士及び議員選任の医師・心理士・児童福祉士の選任を行うこと。</p> <p>5. 1の文書に一時保護とあるが、施設長の行為は法第27条の3に違反している。仮に、主体が同第27条第6項の手続をしても本件で一時保護はあり得ない。本件に係る一時保護の実態検証と処置を行うこと。</p> <p>6. 1の文書について、基本的人権・特別な保護及び援助がある一時保護で、児童を2日以上保護する場合、①医師と心理士等の担当（専任）責任者を決め、②特別な診断及び判定に基づき特別なカウンセリング・セラピーのプログラム、③個別指導学習、個別カリキュラム、④児相、教員、家族、医療機関等と連携、⑤全行程に特別な保護及び援助・カウンセリング・セラピー・学習を調整するプログラムの設定をすること、⑥児相が、本児童に対し、一時保護とした期間中の未就学・不登校措置の法適合性及びカウンセリング、セラピーの必要性の有無と適切な処置をしていたかどうか検証すること。①～⑥を検討、検証、処置を行うこと。</p> <p>7. 1の文章について、児童相談所長等が、本件児童を退所させるために採つ</p> |

| | |
|----------------|---|
| | <p>た違法行為の検証と処置を行うこと。</p> <p>8. 児童相談所長は、圧倒的な人材と資料で本件親権者についての判断をしたが、そもそも施設の法第27条の3に違反する行為があり、これは本件親権者の事情及び児相等の資料並びに本文「経緯の補足」を踏まえなかったものである。この手続きについて検証を行うこと。</p> <p>9. 児相には、任意退所又は強制退所に際し、①親権者・児童の生活及び教育学的・精神保健上等の基準があるのか、②児童に法が定める正しい判定をしているのか、③退所後のセラピー支援の体制があるのか、①～③の検証と処置を行うこと。</p> <p>10. PTSD等児童は、起死回生を決意し、週に4回以上個別指導学習塾に通い、テストの成績が驚異的に向上したにもかかわらず、努力を認めてもらえず、通知簿の評価が不当であったことについての検証と処置を行うこと。 児童相談所長が児童を就学させなかったことで、学校で心理的に追い詰められ、児童は不登校になった。 施設長、児童相談所長及び教育委員会が本件児童に採った措置の検証と処置を行うこと。</p> <p>11. 児相、学校及び医療機関等が、連携して全不登校の再PTSD等児童に対して、家庭訪問等で対応すること。</p> <p>12. 本児童は、心の治療のため入院措置が必要と考える。児相は入院等の支援措置を行うこと。</p> |
| 陳情者の住所 及び氏名 | 神戸市西区 中 西 洋 昭 |
| 送 付 委 員 会 | 教育こども委員会 |